

東洋女子短期大学同窓会と東洋学園大学同窓会の間 個人情報の取り扱いに関する申し合わせ

1. 東洋女子短期大学同窓会、および東洋学園大学同窓会の会員が、郵便、e-mail、またはホームページ上に設置された異動調査入力フォームなどを利用して、所属しない同窓会に誤って個人情報を通知してきた場合には、その情報を受け取った同窓会(以下、Aとし、本来所属する同窓会をBとする)は、以下の手続きに従い、当該会員に対して書面にて、以下の2点を伝える。
 - a) 個人情報保護の観点から、AはBの会員の個人情報は扱えない。
 - b) 当該会員が、Aに送った個人情報をBに回送することを希望、承諾する場合は、同封の「個人情報の回送についての意思確認書」の『回送を希望します』に○をつけ、同封の封筒を使用して、Aに郵送する。
2. 第1項における当該会員への通知は、封書による郵送のみとする。
3. Aは『回送を希望します』という返信を受けた場合、Bに対して、その個人情報および本人の回送についての意思確認書のコピーを封書によって郵送等の手段を利用して確実に渡す。
4. Bは上記情報を入手した際は、Aに対して速やかに受領通知書を出す。
5. Aは、Bより受領通知書を受け取り次第、保管している当該会員の個人情報を確実に破棄する。
6. Aは、第1項に規定された「個人情報の回送についての意思確認書」を送付後、その送付日(送り状に記載される日付)から1年を経過してもなお当該会員より回送についての意思表示がなされない場合、一時的に保管していた個人情報は確実に破棄する。
7. 第1項における通知のために発生した経費は、後日清算してBが負担する。
8. 本申し合わせの趣旨および取扱いについて、両同窓会ともに、会員に周知徹底をはかるものとする。
9. 本申し合わせの改廃は、両同窓会協議の上、行う。
10. 本申し合わせは、2010年5月10日より実施する。